第三条第二項中「百分の九十六・二五」と」の下に「「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の九十八・七五」と」を、「百分の八十八・七五」と」の下に「「百分の百八・七五」とあるのは「百分の九十一・二五」と」を加える。

第五条　特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十六・二五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の九十八・七五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百六・二五」を「百分の百七・五」に、「百分の九十一・二五」を「百分の九十」と、「総額」とあるのは「総額（各本属長に所属する国会職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に三を超えない範囲内で当該国会職員の数に応じて両議院の議長が協議して定める数を乗じて得た額の範囲内の額）」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この規程は、令和八年十一月十八日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第五条の規定並びに附則第三条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程（次条において「改正後の給与規程」という。）の規定及び第四条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程（次条において「改正後の特定任期付職員給与特例規程」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条　改正後の給与規程又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程又は第四条の規定による改正前の特定任期付職員の給与の特例に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定による給与の内払とみなす。

（国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正前の国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第十一条第一項の規定により指定された同項に規定する代休日のうち第三条の規定の施行の日以後の日であるものについては、国会職員が勤務を命ぜられた同項に規定する休日の全勤務時間を勤務している場合に限り、同条の規定の施行の日において、当該代休日に割り振られた勤務時間の全部について同条の規定による改正後の国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第十一条第一項の規定により同項に規定する休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなす。この場合において、当該休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなされた勤務時間を含む日については、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第四条第二項若しくは第三項又は第五条の規定による勤務時間の割振りを変更することができない。

（両院議長協議決定への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

内閣府国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項及び第182条第２項の規定に基づく内閣府の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

令和８年11月18日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

内閣府国民保護計画の一部を次のように変更する。

総論第３節中「平成13年６月４日」を「令和８年11月２日」に改める。

第１章第１節４中「１項の」を「１項に規定する」に改める。

第１章第１節６の３つめの○中「大臣官房企画調整課情報システム室」を「大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室」に改める。

第１章第１節８を次のように改める。

８　避難施設の指定への対応

○　内閣府本府は、内閣府本府が管理・所管する施設について、都道府県知事から避難施設としての指定について同意を求められた場合には、積極的に指定に応じるなど適切に対応するよう努める。

第１章第１節９の３つめの○中「内閣府」を「内閣府本府」に改める。

第１章第１節９の４つめの○を削る。

第２章第１節５を次のように改める。

５　避難住民等の救援の実施に関する助言等

○　内閣府本府は、都道府県知事から支援を求められたときは、必要な支援や助言等を行うものとする。

第２章第１節６を削る。

第２章第１節７を６とし、(2)の１つめの○の５つめの・中「依頼することなどにより」を「依頼することなどにより」に改め、２つめの○を削る。

第２章第１節８を削る。

第２章第２節１(2)①(ｱ)の１つめの・中「１項の」を「１項に規定する」に改め、「（平成11年法律第156号）」及び「以下同じ。」を削る。

第２章第２節１(2)④(ｱ)の２つめの・中「以下「ＥＲＳＳ」という。」を削る。

第２章第２節１(4)①(ｳ)の１つめの・中「わかりやすい」を「分かりやすい」に改める。

第２章第２節３の１つめの○の２つめの・を次のように改める。

・危険が切迫しているときなどは、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請する。その際、当該施設の管理者に対して必要な情報を随時十分に提供すること等により、当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮する。

第２章第４節３の１つめの○中「恐れ」を「おそれ」に改める。

第３章３の１つめの○を次のように改める。

○　緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、武力攻撃原子力災害に対する措置を含め、第１章及び第２章の定めに準じて適宜行うものとする。この場合、緊急対処事態において、国民保護法第183条において準用する同法第45条第１項の規定により緊急対処事態対策本部長から警報の通知を受けたときは、本府緊急対処事態対策本部及び沖縄総合事務局緊急対処事態対策本部は、緊急対処事態対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、関係指定公共機関その他の関係機関及び所管施設等に通知及び伝達するものとする。また、警報の解除が行われたときも準用する。